

造 林 事 業 請 負

入 札 説 明 資 料

三陸中部森林管理署

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈枝条存置地拵作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、取測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(地床植生の刈払い及び処理)

- 3 地床植生(ササ、雑草、かん木)は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り原則保残しなければならない。

(立木、未木枝条の処理)

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したものの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒木、未木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。なお未木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となる場所は整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

(作業歩道の作設)

- 5 作業歩道は幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 6 針葉樹—ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹—ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第88号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齢	規格			備考
		区分	苗長	根元径	
カラマツ	2年生	コンテナ苗 150CC	35cm上	4.5mm上	

「原則として、花粉症対策苗木。ただし、これによりがたい場合は協議。」

- 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ている、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りをを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈(全刈)作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように(部分)完了届を提出し(月2回程度)、部分検査を受けなければならない。また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の(部分)完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	林令					
		1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)
スギ		8%	8%	6%	6%	4%	4%
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令()は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(除伐木)

- 3 造林木及び有用天然木(以下、「造林木等」という。)の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。

ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。

また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

(作業の方法)

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から 30cm 程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

(有用天然木の範囲)

- 5 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐(抜伐り)の事業がある場合は、当該作業仕様書(4(4)を除く。)によるほか、別紙「保護林等における除間伐(抜伐り)標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐Ⅱ類作業仕様書（本数調整伐A）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また、造林木等であっても、成長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐Ⅱ類の方法については、監督職員の指示によるが次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐採対象木は、林分構成、樹冠配置等によるが生長及び形質不良木等を対象に概ね胸高直径6cm以下を目安とする。
 - (2) 伐除する高さは地際から30cm程度とする。
 - (3) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (4) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (5) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (6) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。
 - (7) 伐除木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。
整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（5）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(別紙)

保護林等における除間伐(抜伐り)標準仕様書

1 伐倒木

選木にあたっては目標とする森林を構成する樹種(特に高木性広葉樹)の積極的な保残に努める。

また、間伐については、標準地内における伐倒対象木の選木方法を目安として選定する。

なお、列状間伐を実施する場合は、原則1列の伐採列とする。

2 伐倒木の処理

伐倒した立木が、残存木や下層植生の生育又は野生動物の移動の支障になる場合は、樹冠の疎開面を避けて集積するか、等高線方向に連続しないように存置しなければならない。

また、列状間伐により希少猛禽類の採餌空間の確保を目的としている場合は、伐倒木の伐採高は、おおむね30cm以下とする

なお、かかり木は放置することなく、地面に引き落とすものとする。

3 実行上の注意

作業に当たっては、土壌のかく乱防止や植生(特に稚幼樹や野生動物の餌となる植物)の保全に留意するとともに、希少猛禽類の営巣期を避けるなど野生動植物の生息・生育環境への影響に配慮するものとする。

4 その他

残存木の成長に支障を及ぼす恐れのあるつる類は、必要に応じて根元から抜き取るか切断するものとする。ただし、ヤマブドウ等の野生動物の餌となるつる類(下表)は、残存木の成長に著しい支障を及ぼす場合を除き残置するものとする。

野生動物の餌となるツル類

アケビ、ミツバアケビ、ゴヨウアケビ、チョウセンゴミシ、マツブサ、ヤマブドウ、エビヅル、サンカクヅル、サルナシ、マタタビ、ミヤママタタビ

野生動物の営巣・繁殖、休息、見張り、採餌等の場として重要な樹洞木・枯損木等は、安全の確保や森林の保護等の観点で支障になる場合を除き、極力残置するものとする。

この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

シカ食害対策剤散布作業仕様書

(区域の標示)

- 1 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(散布木)

- 2 造林木に散布するものとする。また、造林木であっても、シカ・ニホンカモシカ等の有害鳥獣(以下、「シカ等」)により既に被害を被っており、かつ今後成長の見込みがない造林木については散布の対象外とする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては散布しなければならない。

(作業の方法)

- 3 散布方法は噴霧器で樹幹(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

(実行上の留意事項)

- 4 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- 5 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- 6 強風・降雨時における散布は禁止する。
- 7 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、水産動植物(魚類)に強い影響があることから散布液が河川に流入するおそれがあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- 8 局所的に大量散布はしないこと。
- 9 卵アレルギーのある方は、散布などの作業を避けること。

(その他)

- 10 散布に当たっては、保護具(手袋・マスク等)を確実に着用すること。
- 11 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにすること。特に目に対して強い刺激性があるので、薬剤が目に入らないように十分注意すること。
- 12 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- 13 作業後残った薬剤、容器や保護具等は、作業箇所に放置せず所定の方法で適切に処分すること。
- 14 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

薬剤仕様書

- 1 作業名 造林事業請負（坂下山地区、地拵・植付外）
- 2 指定薬剤
 - ① 農林水産省農薬登録済であること。
 - ② 農薬の種類、有効成分
・全卵粉末（80.0%）
 - ③ 人畜毒性：普通物
 - ④ 適用樹種：スギ・ヒノキ・マツ類、広葉樹等の樹木類全般
 - ⑤ 適用獣類：ニホンジカ
 - ⑥ 希釈倍数：10倍
 - ⑦ 使用液量：造林木1本あたり10ml～50ml
 - ⑧ 使用数量：208袋
- 3 シカ食害対策剤散布箇所

(別添図面参照)
- 4 その他
 - ① 特記仕様書のとおり
 - ② 使用薬剤容器は責任を持って収去することとするが、検査で確認を行うため検査時まで保管すること。

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈枝条存置地拵作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、取測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(地床植生の刈払い及び処理)

- 3 地床植生(ササ、雑草、かん木)は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り原則保残しなければならない。

(立木、未木枝条の処理)

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したものの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒木、未木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。なお未木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となる場所は整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

(作業歩道の作設)

- 5 作業歩道は幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 6 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第88号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齢	規格			備考
		区分	苗長	根元径	
カラマツ	2年生	コンテナ苗 150CC	35cm上	4.5mm上	

「原則として、花粉症対策苗木。ただし、これによりがたい場合は協議。」

- 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(普通苗)

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ている、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、取測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りをを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈(全刈)作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成23年厚生労働省令第152号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。

ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ1/3以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して1本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように(部分)完了届を提出し(月2回程度)、部分検査を受けなければならない。また、2回刈作業の場合は、1回目刈払い終了後の(部分)完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹種	林令	林令					
		1(2)	2(3)	3(4)	4(5)	5(6)	6(7)
スギ		8%	8%	6%	6%	4%	4%
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令()は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木(林齢相当)本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。(植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による)

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員0.5mの刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(除伐木)

- 3 造林木及び有用天然木(以下、「造林木等」という。)の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。

ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。

また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

(作業の方法)

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から 30cm 程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

(有用天然木の範囲)

- 5 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐(抜伐り)の事業がある場合は、当該作業仕様書(4(4)を除く。)によるほか、別紙「保護林等における除間伐(抜伐り)標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐Ⅱ類作業仕様書（本数調整伐A）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また、造林木等であっても、成長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐Ⅱ類の方法については、監督職員の指示によるが次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐採対象木は、林分構成、樹冠配置等によるが生長及び形質不良木等を対象に概ね胸高直径6cm以下を目安とする。
 - (2) 伐除する高さは地際から30cm程度とする。
 - (3) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (4) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (5) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (6) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。
 - (7) 伐除木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景観をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。
整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（5）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(別紙)

保護林等における除間伐(抜伐り)標準仕様書

1 伐倒木

選木にあたっては目標とする森林を構成する樹種(特に高木性広葉樹)の積極的な保残に努める。

また、間伐については、標準地内における伐倒対象木の選木方法を目安として選定する。

なお、列状間伐を実施する場合は、原則1列の伐採列とする。

2 伐倒木の処理

伐倒した立木が、残存木や下層植生の生育又は野生動物の移動の支障になる場合は、樹冠の疎開面を避けて集積するか、等高線方向に連続しないように存置しなければならない。

また、列状間伐により希少猛禽類の採餌空間の確保を目的としている場合は、伐倒木の伐採高は、おおむね30cm以下とする

なお、かかり木は放置することなく、地面に引き落とすものとする。

3 実行上の注意

作業に当たっては、土壌のかく乱防止や植生(特に稚幼樹や野生動物の餌となる植物)の保全に留意するとともに、希少猛禽類の営巣期を避けるなど野生動植物の生息・生育環境への影響に配慮するものとする。

4 その他

残存木の成長に支障を及ぼす恐れのあるつる類は、必要に応じて根元から抜き取るか切断するものとする。ただし、ヤマブドウ等の野生動物の餌となるつる類(下表)は、残存木の成長に著しい支障を及ぼす場合を除き残置するものとする。

野生動物の餌となるツル類

アケビ、ミツバアケビ、ゴヨウアケビ、チョウセンゴミシ、マツブサ、ヤマブドウ、エビヅル、サンカクヅル、サルナシ、マタタビ、ミヤママタタビ

野生動物の営巣・繁殖、休息、見張り、採餌等の場として重要な樹洞木・枯損木等は、安全の確保や森林の保護等の観点で支障になる場合を除き、極力残置するものとする。

この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

シカ食害対策剤散布作業仕様書

(区域の標示)

- 1 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(散布木)

- 2 造林木に散布するものとする。また、造林木であっても、シカ・ニホンカモシカ等の有害鳥獣(以下、「シカ等」)により既に被害を被っており、かつ今後成長の見込みがない造林木については散布の対象外とする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては散布しなければならない。

(作業の方法)

- 3 散布方法は噴霧器で樹幹(幹)部全体へ均一に付着するよう散布する。

(実行上の留意事項)

- 4 風力が0から3の時に散布を実施し、それ以上の風力の場合は取りやめとする。(風力4とは、砂ぼこりが立ち紙切れが舞い上がり、木の枝が動く状態である。)
- 5 降雨が予想される時は、散布を中止する。
- 6 強風・降雨時における散布は禁止する。
- 7 崩壊危険箇所・河川等に流入しないよう、現地の実態に即した無散布地帯を設けること。
特に、ジラム水和剤の使用に当たっては、人畜毒性は低いものの、水産動植物(魚類)に強い影響があることから散布液が河川に流入するおそれがあるところでは、流入を防止するために必要な距離を保持するなど配慮する。
- 8 局所的に大量散布はしないこと。
- 9 卵アレルギーのある方は、散布などの作業を避けること。

(その他)

- 10 散布に当たっては、保護具(手袋・マスク等)を確実に着用すること。
- 11 薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにすること。特に目に対して強い刺激性があるので、薬剤が目に入らないように十分注意すること。
- 12 作業間隔を十分に保ち、風上から風下に向かって散布する。
- 13 作業後残った薬剤、容器や保護具等は、作業箇所に放置せず所定の方法で適切に処分すること。
- 14 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

薬剤仕様書

- 1 作業名 造林事業請負（坂下山地区、地拵・植付外）
- 2 指定薬剤
 - ① 農林水産省農薬登録済であること。
 - ② 農薬の種類、有効成分
・全卵粉末（80.0%）
 - ③ 人畜毒性：普通物
 - ④ 適用樹種：スギ・ヒノキ・マツ類、広葉樹等の樹木類全般
 - ⑤ 適用獣類：ニホンジカ
 - ⑥ 希釈倍数：10倍
 - ⑦ 使用液量：造林木1本あたり10ml～50ml
 - ⑧ 使用数量：208袋
- 3 シカ食害対策剤散布箇所

(別添図面参照)
- 4 その他
 - ① 特記仕様書のとおり
 - ② 使用薬剤容器は責任を持って収去することとするが、検査で確認を行うため検査時まで保管すること。

造林事業請負契約書(案)

- 1 事業名 造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)
- 2 事業場所 岩手県陸前高田市矢作町字坂下山国有林 53 林班と 4 小班外
- 3 事業量 地拵・植付 7.25ha 下刈 29.96ha 除伐 8.43ha
除伐 2 類 13.21ha シカ食害対策剤(忌避剤散布) 24.30ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和 6 年 12 月 16 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
- 6 技術提案事項の履行確保
別紙 1 のとおり
- 7 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
	部分払	回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

9 特約事項

該当なし

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年1月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 住所 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢7-5
分任支出負担行為担当官
氏名 三陸中部森林管理署長 山田 亨 印

請負者 住所
氏名 印

別紙 1

技術提案事項の履行確保

受注者は、令和 6 年 月 日付で提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

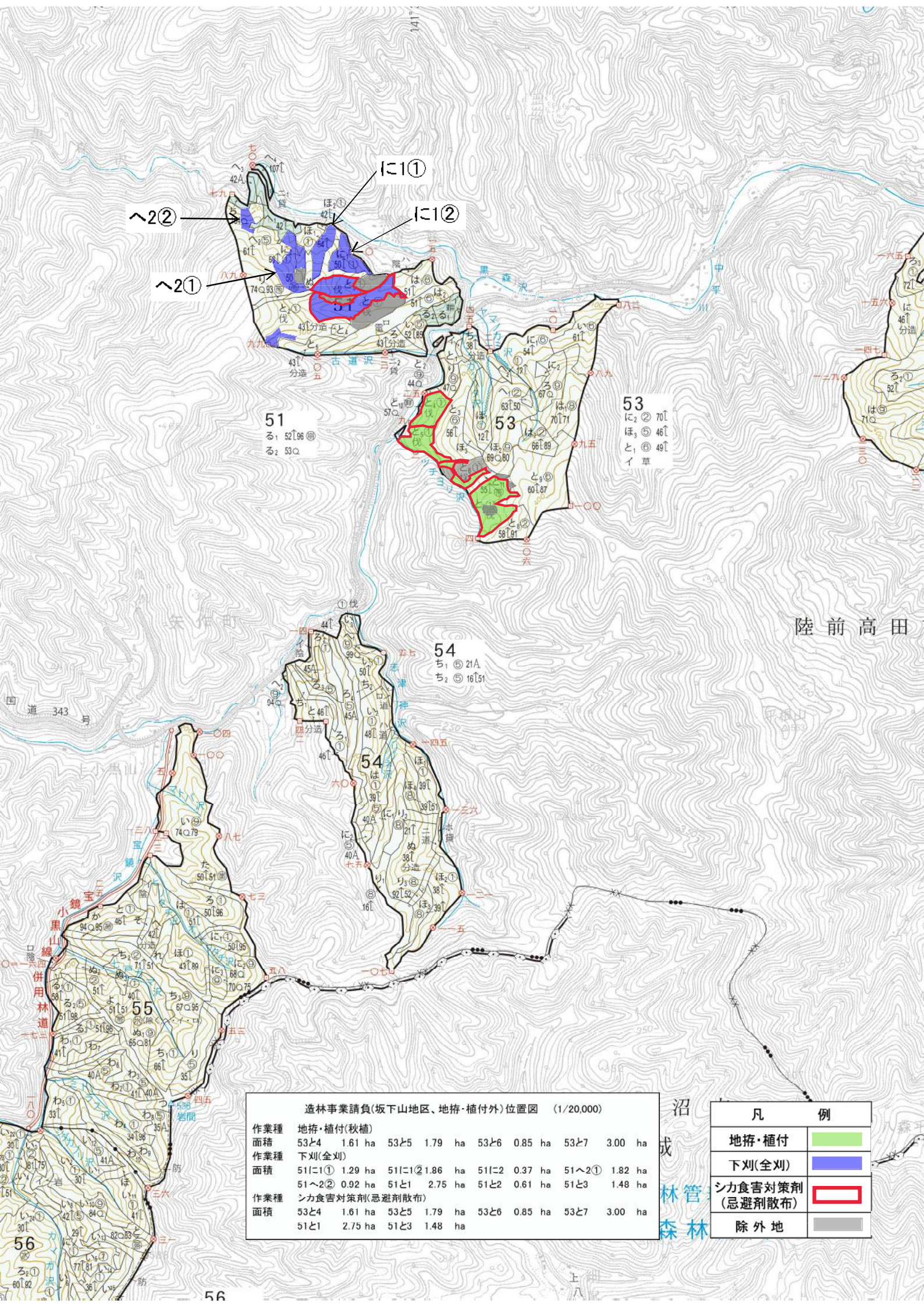
項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

事業内記書

事業名 造林事業請負（坂下山地区、地拵・植付外）

記入番号	作業種	作業手段	林小班	数量 (本数)	単位	事業期間	担当区	備考 材料品等
	除伐	人力	45わ2	4.76	ha	契約締結日の翌日から 令和6年12月16日まで	高田	
	"	"	57に3	1.86	ha	"	"	
	"	"	57へ	1.81	ha	"	"	
	計			8.43	ha			
	除伐2類	人力	45は	1.81	ha	契約締結日の翌日から 令和6年12月16日まで	高田	
	"	"	45な1	0.97	ha	"	"	
	"	"	59は1	2.93	ha	"	"	
	"	"	59は2	2.54	ha	"	"	
	"	"	59は3	3.19	ha	"	"	
	"	"	59よ2	1.77	ha	令和6年 7月 1日から 令和6年12月16日まで	"	
	計			13.21	ha			
	シカ食害対策剤 (忌避剤散布)	人力	24ろ1	2.64 (5,300)	ha (本)	令和6年10月 1日から 令和6年12月16日まで	高田	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 4年生
	"	"	51と1	2.75 (5,500)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 3年生
	"	"	51と3	1.48 (3,000)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 3年生
	"	"	53と4	1.61 (3,250)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 1年生
	"	"	53と5	1.79 (3,600)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 1年生
	"	"	53と6	0.85 (1,700)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 1年生
	"	"	53と7	3.00 (6,000)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 1年生
	"	"	58ろ3	2.21 (4,450)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 4年生
	"	"	58ろ4	1.91 (3,850)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 4年生
	"	"	58ろ5	3.23 (6,500)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 4年生
	"	"	59は4	0.81 (1,650)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ大苗 2年生
	"	"	59そ	2.02 (4,050)	ha (本)	"	"	植栽密度 2,000本/ha カラマツ 5年生
	計			24.30 (48,850)	ha (本)			



に10
に11
に12
へ21
へ22

51
る 52[96
る 53

53
に2 70[
ほ3 46[
と1 49[
イ草

54
ち1 21A
ち2 16[51

54

55

造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/20,000)

作業種	地拵・植付(秋植)							
面積	53と4	1.61 ha	53と5	1.79 ha	53と6	0.85 ha	53と7	3.00 ha
作業種	下刈(全刈)							
面積	51に1①	1.29 ha	51に1②	1.86 ha	51に2	0.37 ha	51へ2①	1.82 ha
	51へ2②	0.92 ha	51と1	2.75 ha	51と2	0.61 ha	51と3	1.48 ha
作業種	シカ食害対策剤(忌避剤散布)							
面積	53と4	1.61 ha	53と5	1.79 ha	53と6	0.85 ha	53と7	3.00 ha
	51と1	2.75 ha	51と3	1.48 ha				

凡	例
地拵・植付	
下刈(全刈)	
シカ食害対策剤(忌避剤散布)	
除外地	

陸前高田

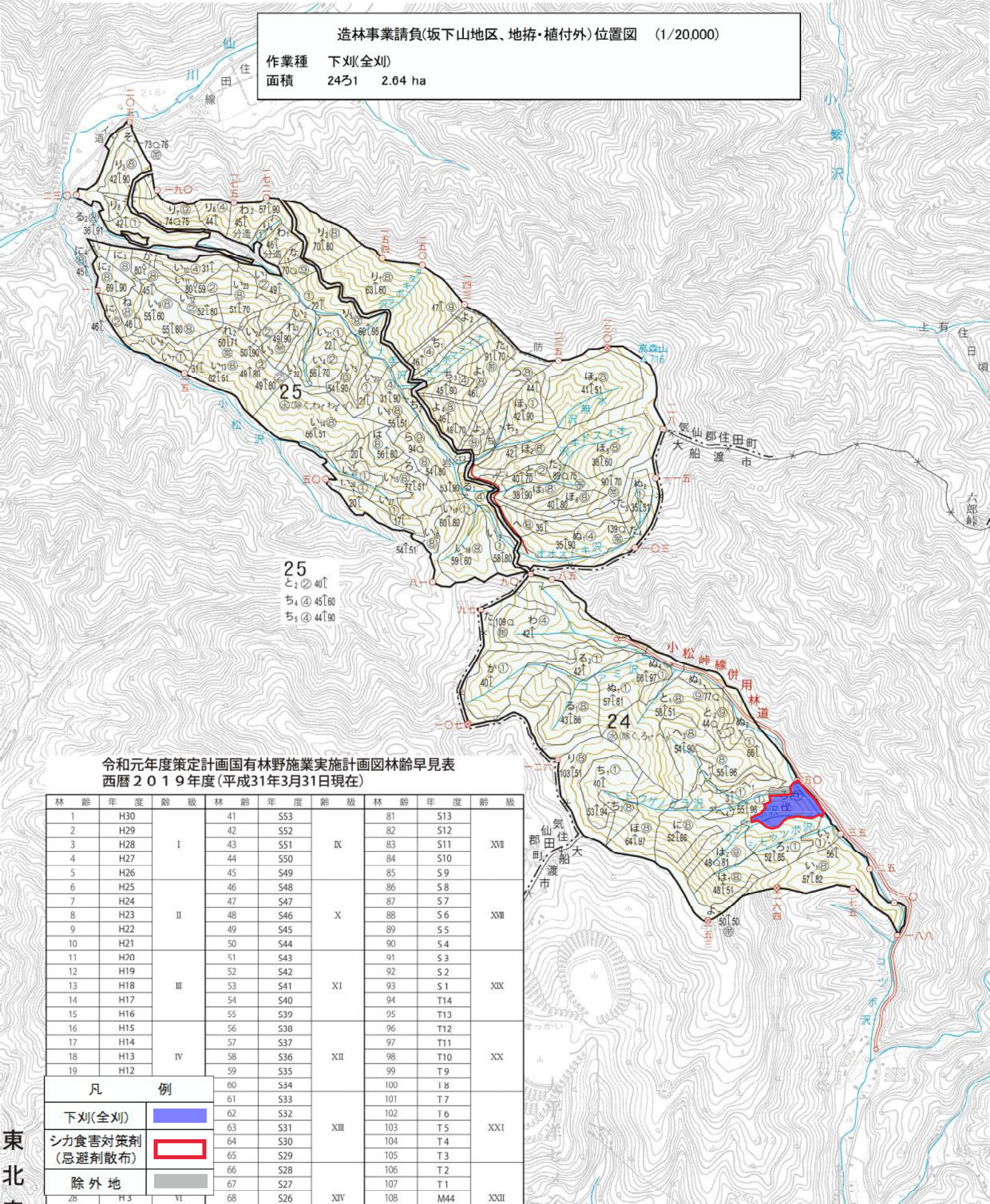
沼
成
林管
森林

緑	県緑地環境保全地域	⊕	溪 畔 林				
⊗	急傾斜地および崩壊危険区域						
㊦	地すべり防止区域						

(注) 見込地は文字記号のみにアンダーラインを付す。

造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/20,000)

作業種 下刈(全刈)
面積 24ろ1 2.64 ha



25
ち₂④ 40↑
ち₄④ 45↑60
ち₅④ 44↑90

令和元年度策定計画国有林野施業実施計画図林齢早見表
西暦2019年度(平成31年3月31日現在)

林 齢	年 度	林 齢	年 度	林 齢	年 度	林 齢	年 度	林 齢	年 度	林 齢	年 度	林 齢	年 度	林 齢	年 度
1	H30	41	S53	81	S13										
2	H29	42	S52	82	S12										
3	H28	43	S51	83	S11										
4	H27	44	S50	84	S10										
5	H26	45	S49	85	S9										
6	H25	46	S48	86	S8										
7	H24	47	S47	87	S7										
8	H23	48	S46	88	S6										
9	H22	49	S45	89	S5										
10	H21	50	S44	90	S4										
11	H20	51	S43	91	S3										
12	H19	52	S42	92	S2										
13	H18	53	S41	93	S1										
14	H17	54	S40	94	T14										
15	H16	55	S39	95	T13										
16	H15	56	S38	96	T12										
17	H14	57	S37	97	T11										
18	H13	58	S36	98	T10										
19	H12	59	S35	99	T9										
凡 例		60	S34	100	I8										
下刈(全刈)		61	S33	101	T7										
シカ食害対策剤 (忌避剤散布)		62	S32	102	T6										
除外地		63	S31	103	T5										
		64	S30	104	T4										
		65	S29	105	T3										
		66	S28	106	T2										
		67	S27	107	T1										
		68	S26	108	M44										

東北

造林事業請負(坂下山地区、地狩・植付外)位置図 (1/20000)

作業種
面積

47は 0.55 ha 49は 2.31 ha 49は1 2.35 ha





作業種
面積

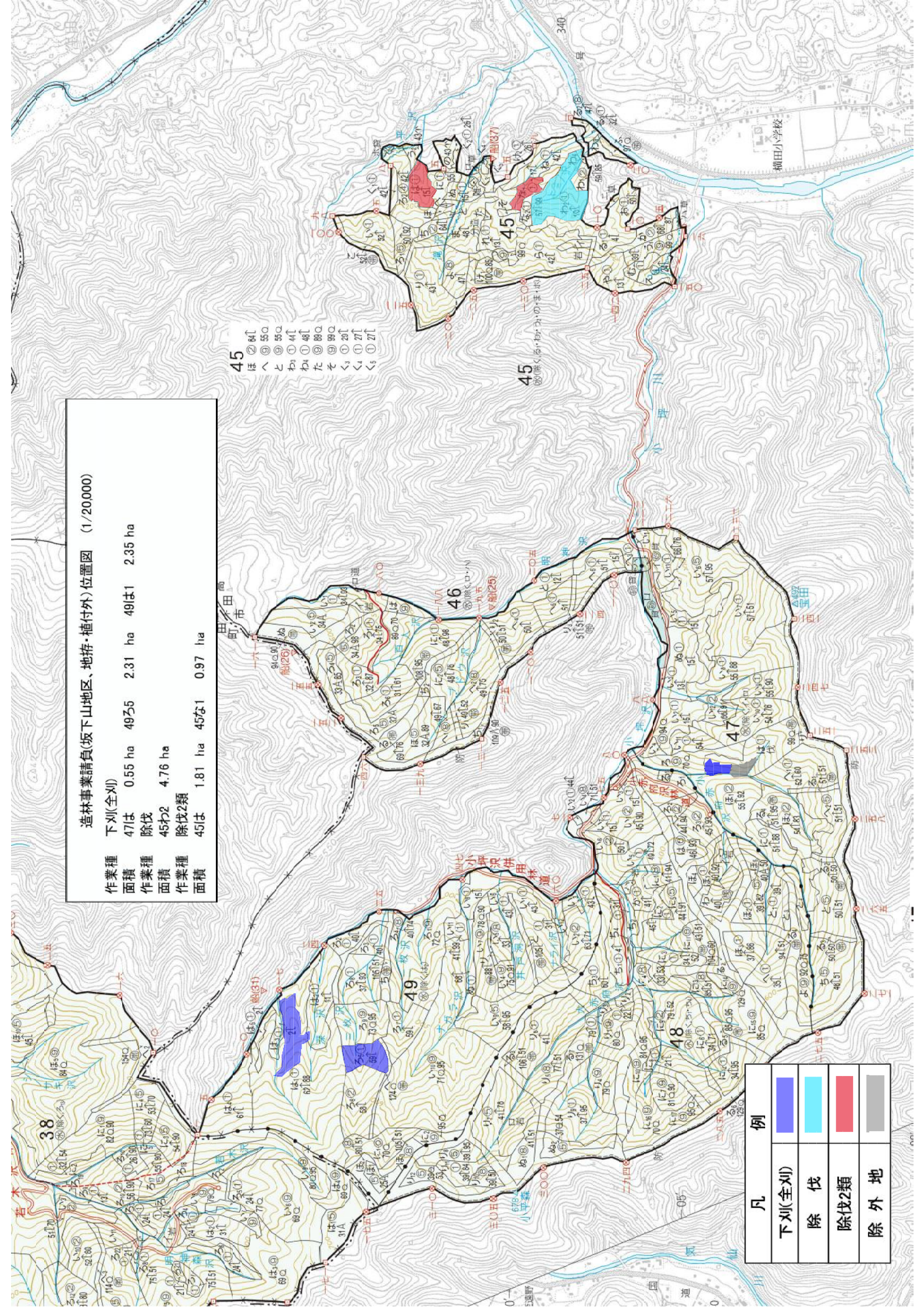
45は 1.81 ha 45は1 0.97 ha

作業種
面積

45は 1.81 ha 45は1 0.97 ha

45
ほ ② 64
へ ③ 50
と ④ 55
わ ⑤ 41
な ⑥ 48
た ⑦ 88
そ ⑧ 99
く ⑨ 21
く ⑩ 27

例	
下刈(全刈)	
除伐	
除伐2類	
除外地	



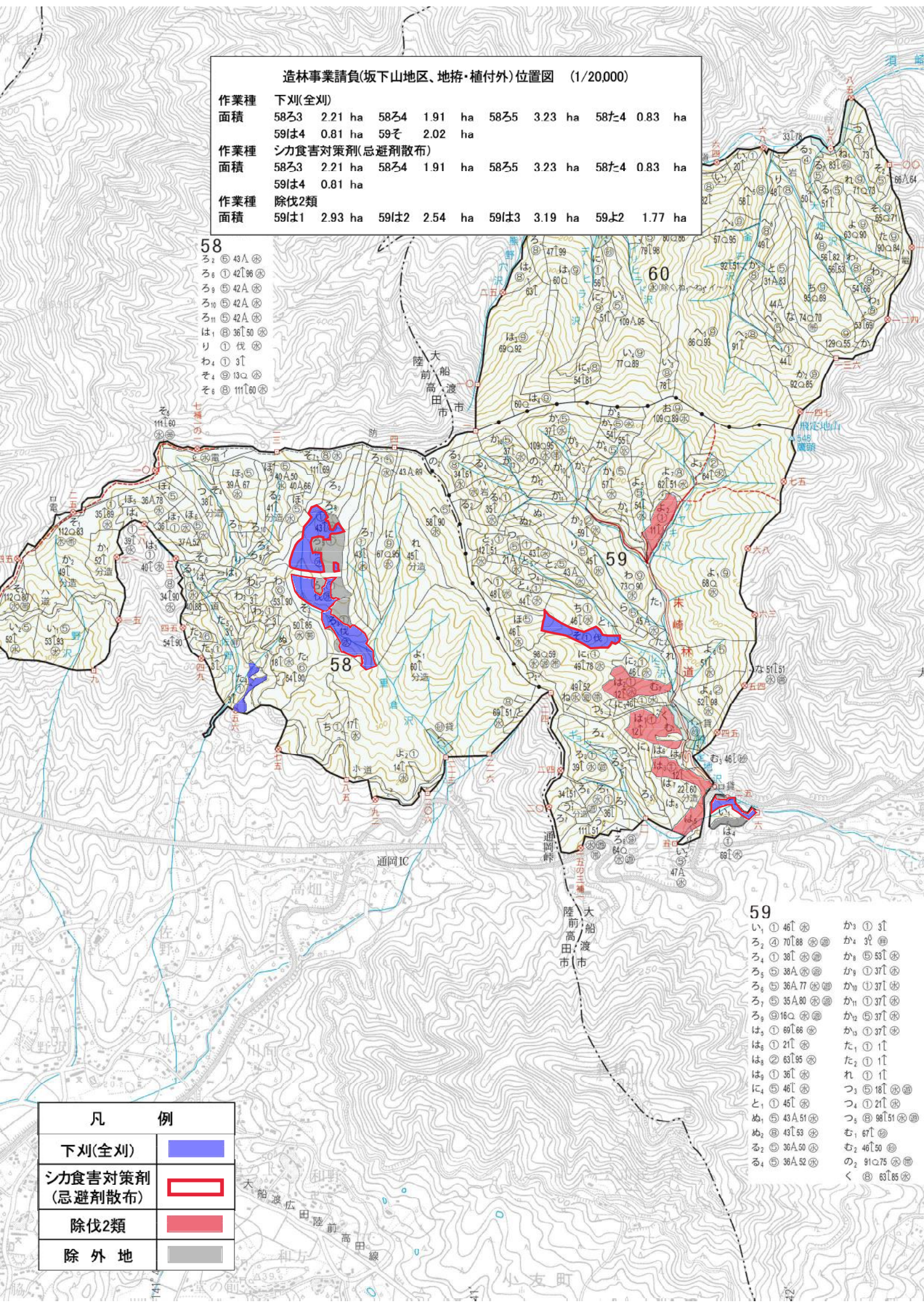
造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/20,000)

作業種	下刈(全刈)							
面積	58ろ3	2.21 ha	58ろ4	1.91 ha	58ろ5	3.23 ha	58た4	0.83 ha
	59は4	0.81 ha	59そ	2.02 ha				
作業種	シカ食害対策剤(忌避剤散布)							
面積	58ろ3	2.21 ha	58ろ4	1.91 ha	58ろ5	3.23 ha	58た4	0.83 ha
	59は4	0.81 ha						
作業種	除伐2類							
面積	59は1	2.93 ha	59は2	2.54 ha	59は3	3.19 ha	59よ2	1.77 ha

- 58
 ろ₂ ⑤ 43A ⊗
 ろ₃ ① 42↑96 ⊗
 ろ₃ ⑤ 42A ⊗
 ろ₁₀ ⑤ 42A ⊗
 ろ₁₁ ⑤ 42A ⊗
 は₁ ⑧ 36↑50 ⊗
 り ① 伐 ⊗
 わ₄ ① 3↑
 そ₄ ⑧ 13 ⊗
 そ₆ ⑧ 111↑60 ⊗

- 59
 い₁ ① 46↑ ⊗
 ろ₂ ④ 70↑88 ⊗ ⊗
 ろ₄ ① 38↑ ⊗ ⊗
 ろ₅ ⑤ 38A ⊗ ⊗
 ろ₆ ⑤ 36A 77 ⊗ ⊗
 ろ₇ ⑤ 35A 80 ⊗ ⊗
 ろ₉ ⑤ 16 ⊗ ⊗
 は₁ ① 69↑66 ⊗
 は₃ ① 21↑ ⊗
 は₃ ② 63↑95 ⊗
 は₃ ① 36↑ ⊗
 に₄ ⑤ 46↑ ⊗
 と₁ ① 45↑ ⊗
 と₁ ⑤ 43A 51 ⊗
 む₂ ④ 43↑53 ⊗
 る₂ ⑤ 36A 50 ⊗
 る₄ ⑤ 36A 52 ⊗
- か₃ ① 3↑
 か₄ 3↑ ⊗
 か₈ ⑤ 53↑ ⊗
 か₉ ① 37↑ ⊗
 か₁₀ ① 37↑ ⊗
 か₁₁ ① 37↑ ⊗
 か₁₂ ⑤ 37↑ ⊗
 か₁₃ ① 37↑ ⊗
 た₁ ① 1↑
 た₂ ① 1↑
 れ₁ ① 1↑
 つ₅ ⑤ 18↑ ⊗ ⊗
 つ₄ ① 21↑ ⊗
 つ₅ ⑧ 99↑51 ⊗ ⊗
 ち₁ 67↑ ⊗
 む₂ 46↑50 ⊗
 の₂ 91 ⊗ 75 ⊗ ⊗
 く ⑧ 63↑65 ⊗

凡 例	
下刈(全刈)	
シカ食害対策剤(忌避剤散布)	
除伐2類	
除外地	





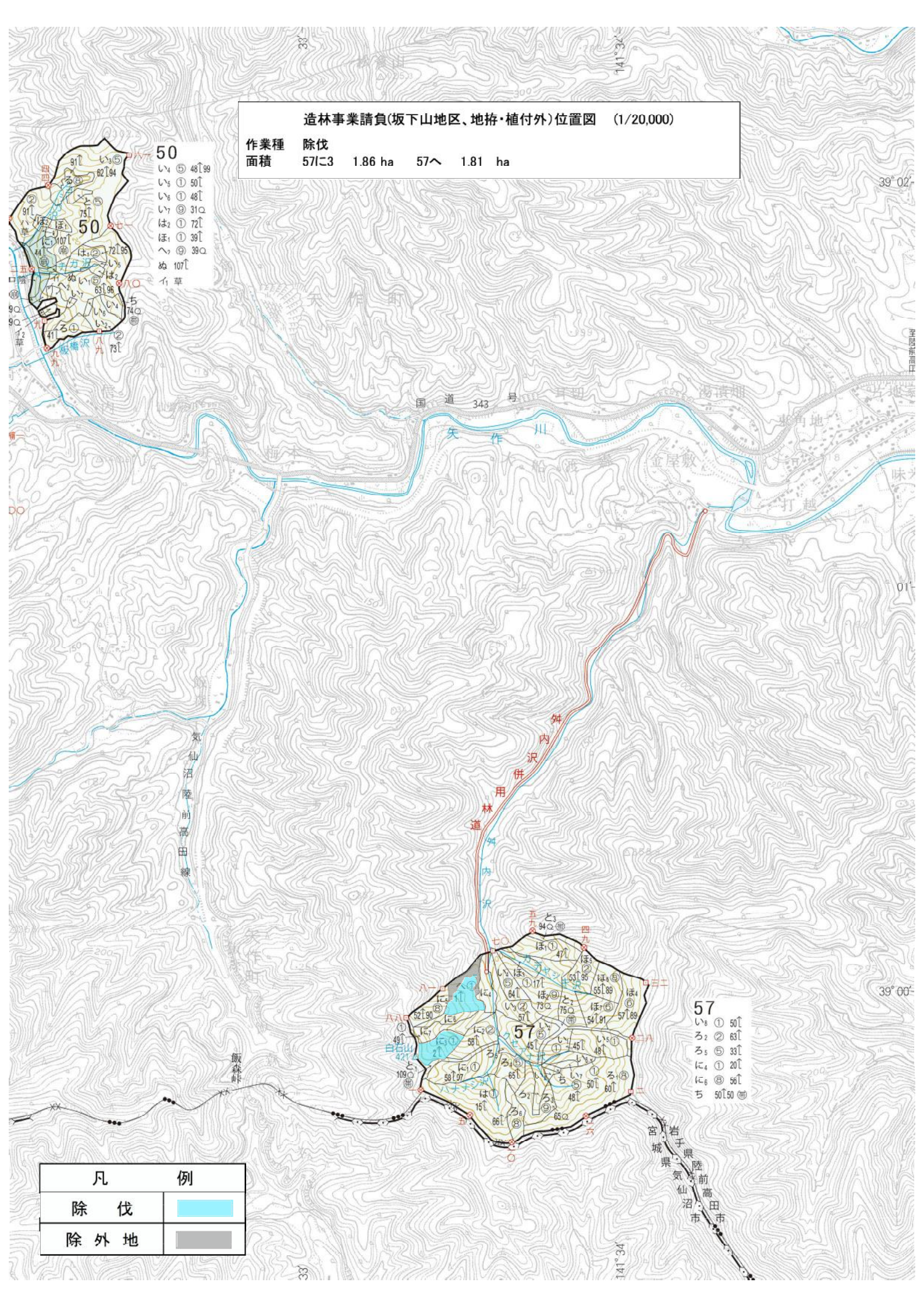
造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/20,000)

作業種 除伐
面積 57に3 1.86 ha 57へ 1.81 ha

- 50
い₄ ⑤ 48↑99
い₅ ① 50↑
い₆ ① 48↑
い₇ ⑨ 31↑
は₂ ① 72↑
ほ₁ ① 39↑
へ₃ ⑨ 39↑
ぬ 107↑
イ 草

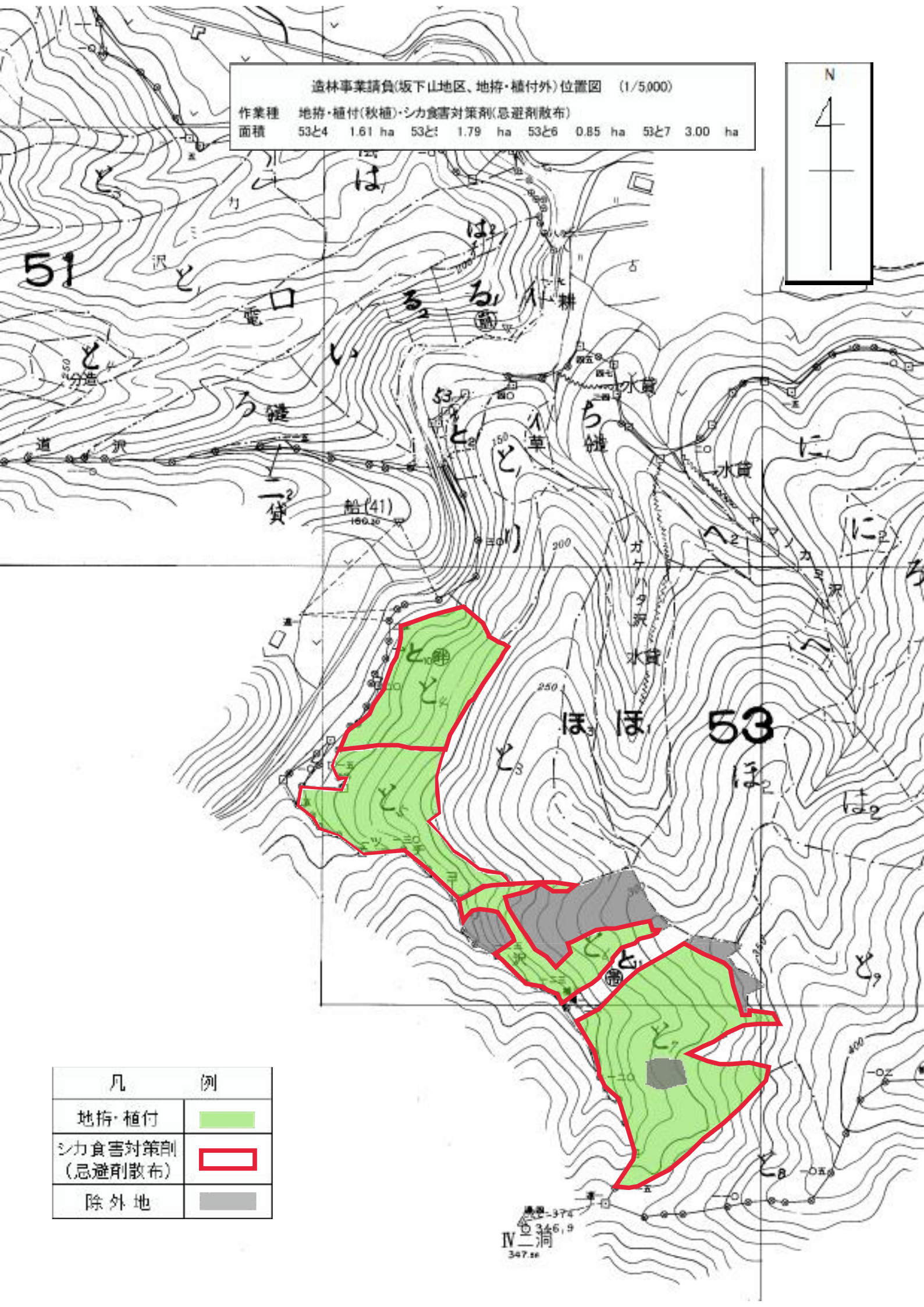
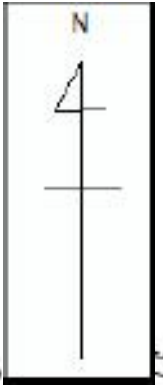
- 57
い₈ ① 50↑
ろ₂ ② 63↑
ろ₅ ⑤ 33↑
に₄ ① 20↑
に₆ ⑤ 56↑
ち 50↑50

凡 例	
除 伐	
除 外 地	



造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/5,000)

作業種 地拵・植付(秋植)・シカ食害対策剤(忌避剤散布)
 面積 53と4 1.61 ha 53と5 1.79 ha 53と6 0.85 ha 53と7 3.00 ha

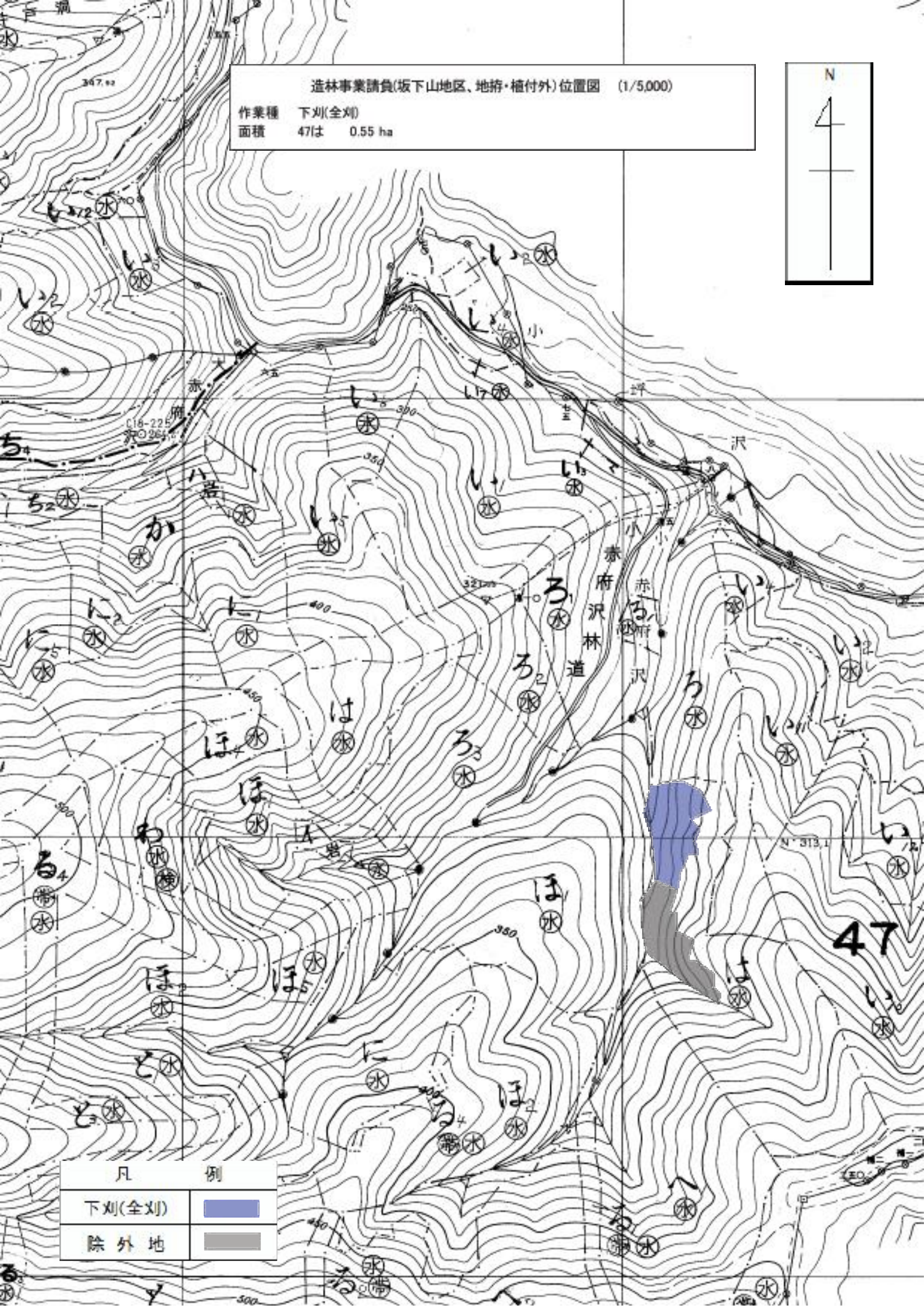
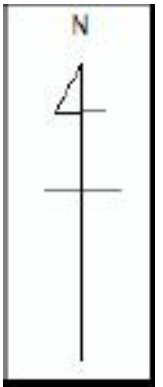


凡	例
地拵・植付	
シカ食害対策剤 (忌避剤散布)	
除外地	


IV二滝
347.00

造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/5,000)

作業種 下刈(全刈)
面積 47は 0.55 ha



凡 例

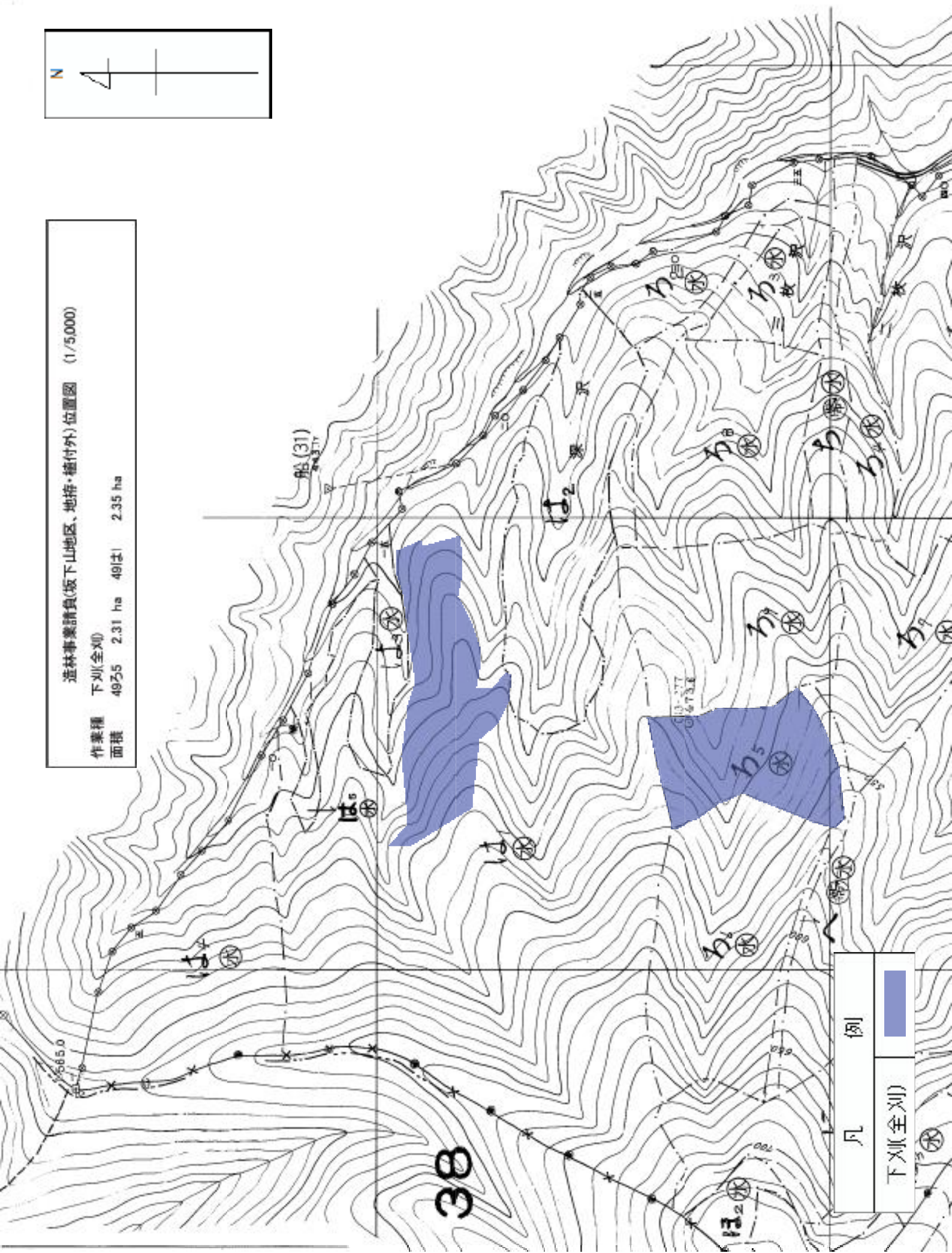
下刈(全刈)	
除外地	



造林事業請負(坂下山地区、地持・植付外)位置図 (1/5,000)

作業種 下刈(全刈)

面積 4935 2.31 ha 49は1 2.35 ha



凡 例

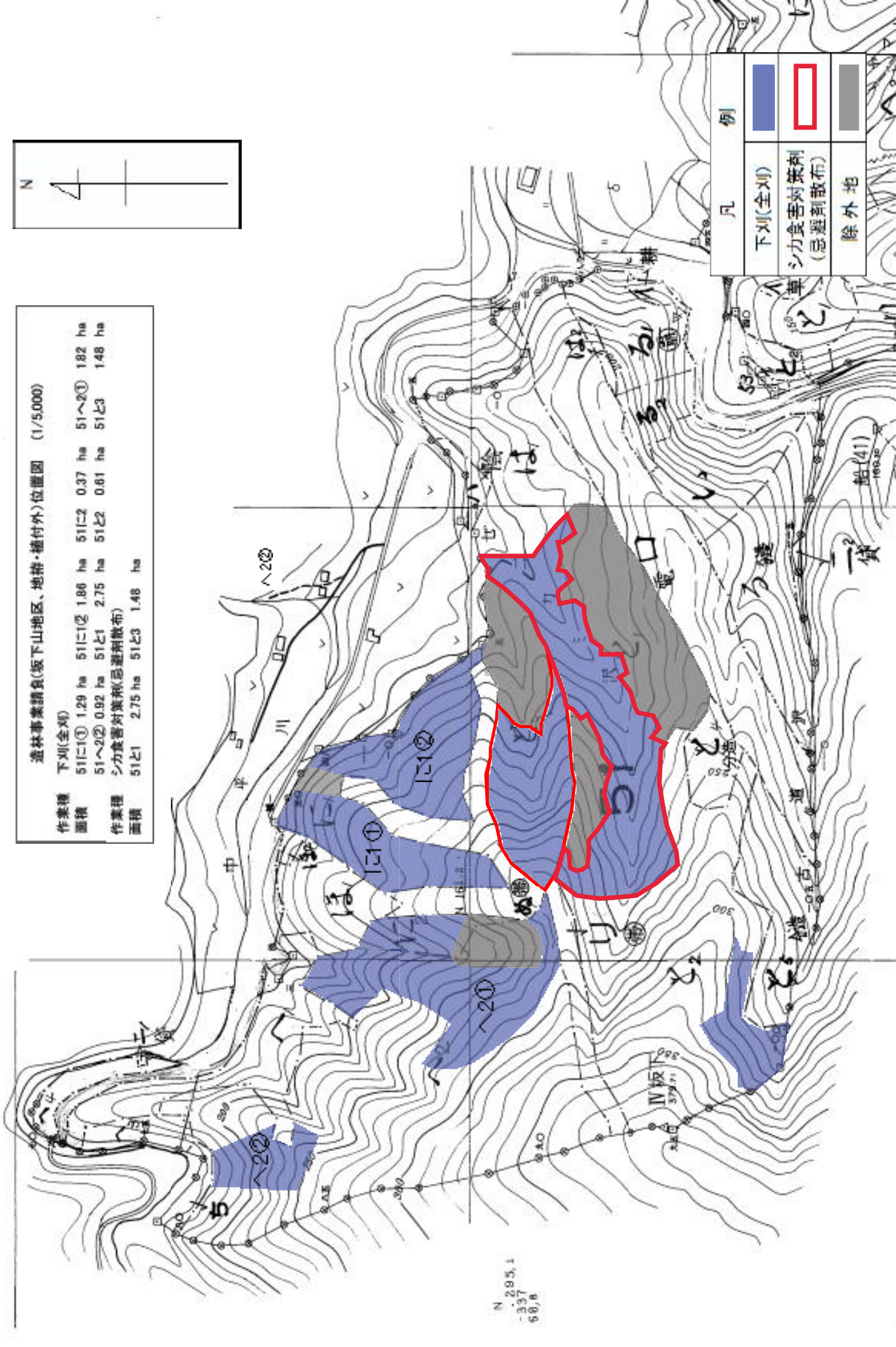
下刈(全刈)

38



造林事業請負(坂下山地区、地帯・種付外)位置図 (1/5,000)

下川(全刈)	
作業種	51に① 1.29 ha
面積	51に② 1.96 ha
作業種	51と① 0.37 ha
面積	51と② 0.61 ha
作業種	シ力食害対策剤(忌避剤散布)
面積	51と① 2.75 ha
	51と③ 1.48 ha

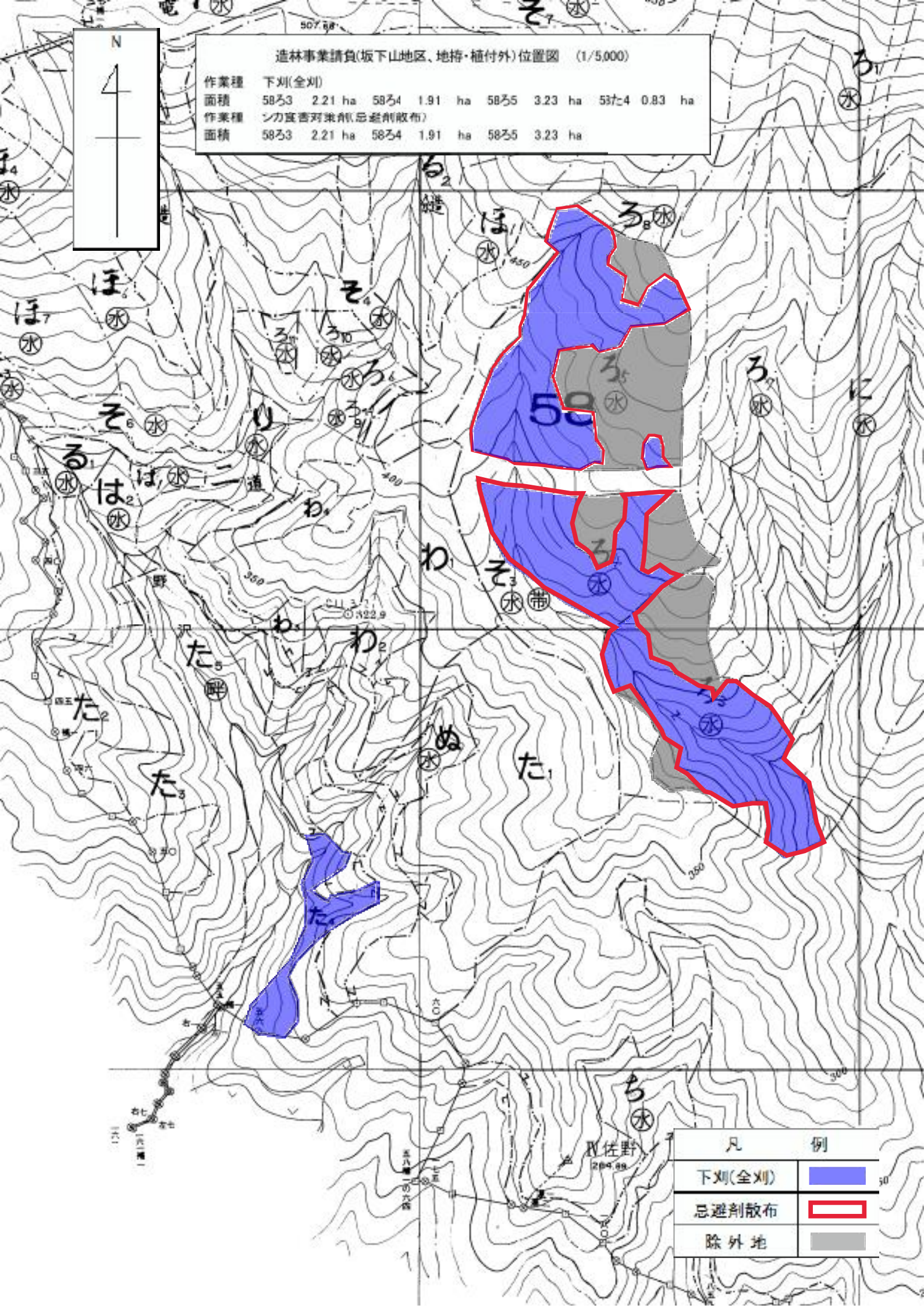


凡	例
下川(全刈)	
シ力食害対策剤(忌避剤散布)	
除外地	

N 293.1
-337
68.8

造林事業請負(坂下山地区、地持・植付外)位置図 (1/5,000)

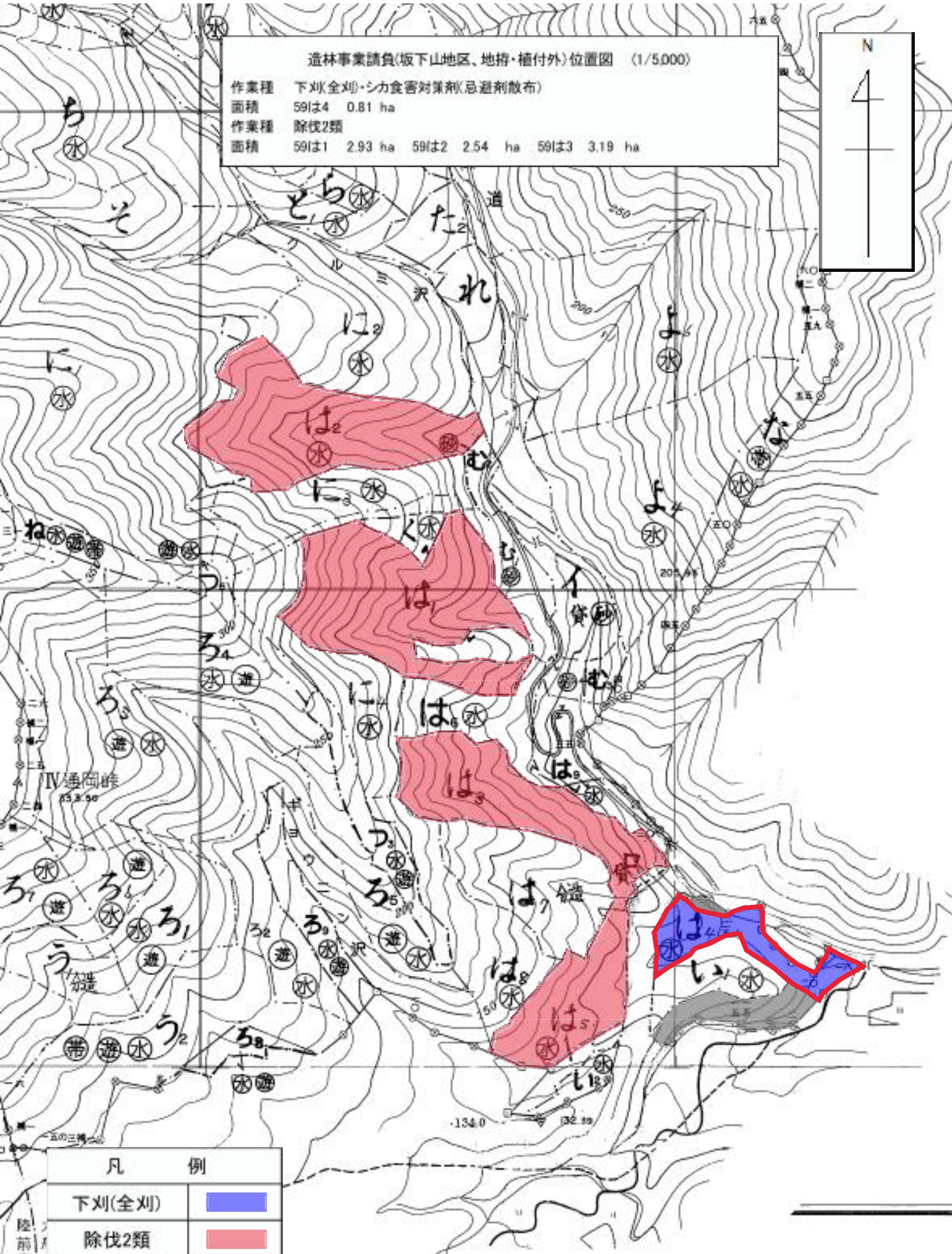
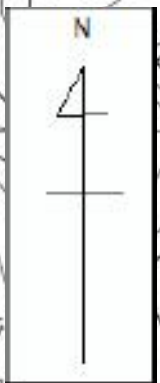
作業種	下刈(全刈)							
面積	58ろ3	2.21 ha	58ろ4	1.91 ha	58ろ5	3.23 ha	53た4	0.83 ha
作業種	シノ宜否対策剤(忌避剤散布)							
面積	58ろ3	2.21 ha	58ろ4	1.91 ha	58ろ5	3.23 ha		







凡 例	
下刈(全刈)	 30
忌避剤散布	
除外地	

造林事業請負(坂下山地区、地持・植付外)位置図 (1/5,000)

作業種 下刈(全刈)・シカ食害対策剤(忌避剤散布)
 面積 59は4 0.81 ha
 作業種 除伐2類
 面積 59は1 2.93 ha 59は2 2.54 ha 59は3 3.19 ha

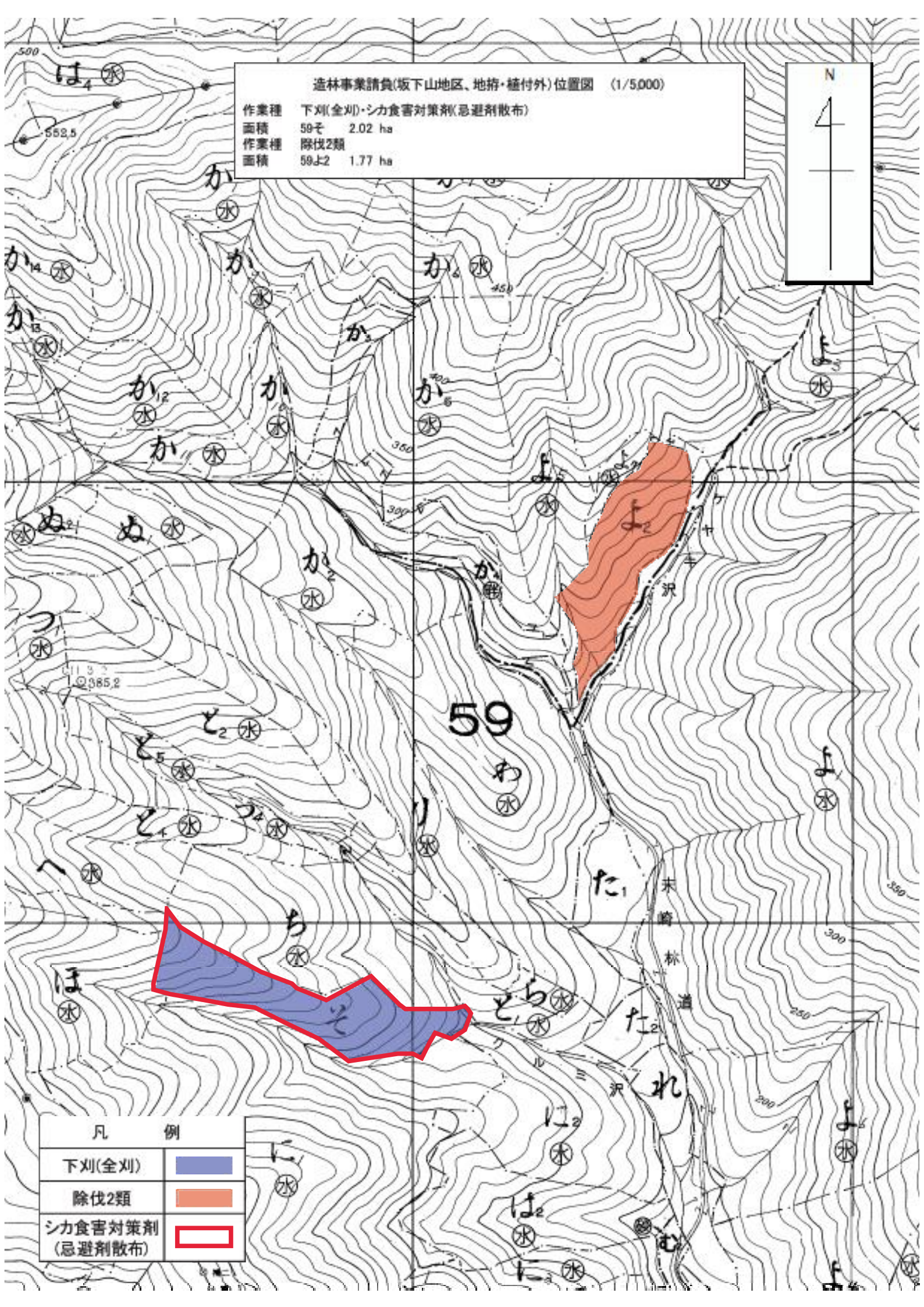
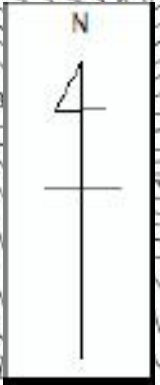


凡 例	
下刈(全刈)	
除伐2類	
シカ食害対策剤 (忌避剤散布)	
除外地	

陸前高田市

造林事業請負(坂下山地区、地拵・植付外)位置図 (1/5,000)

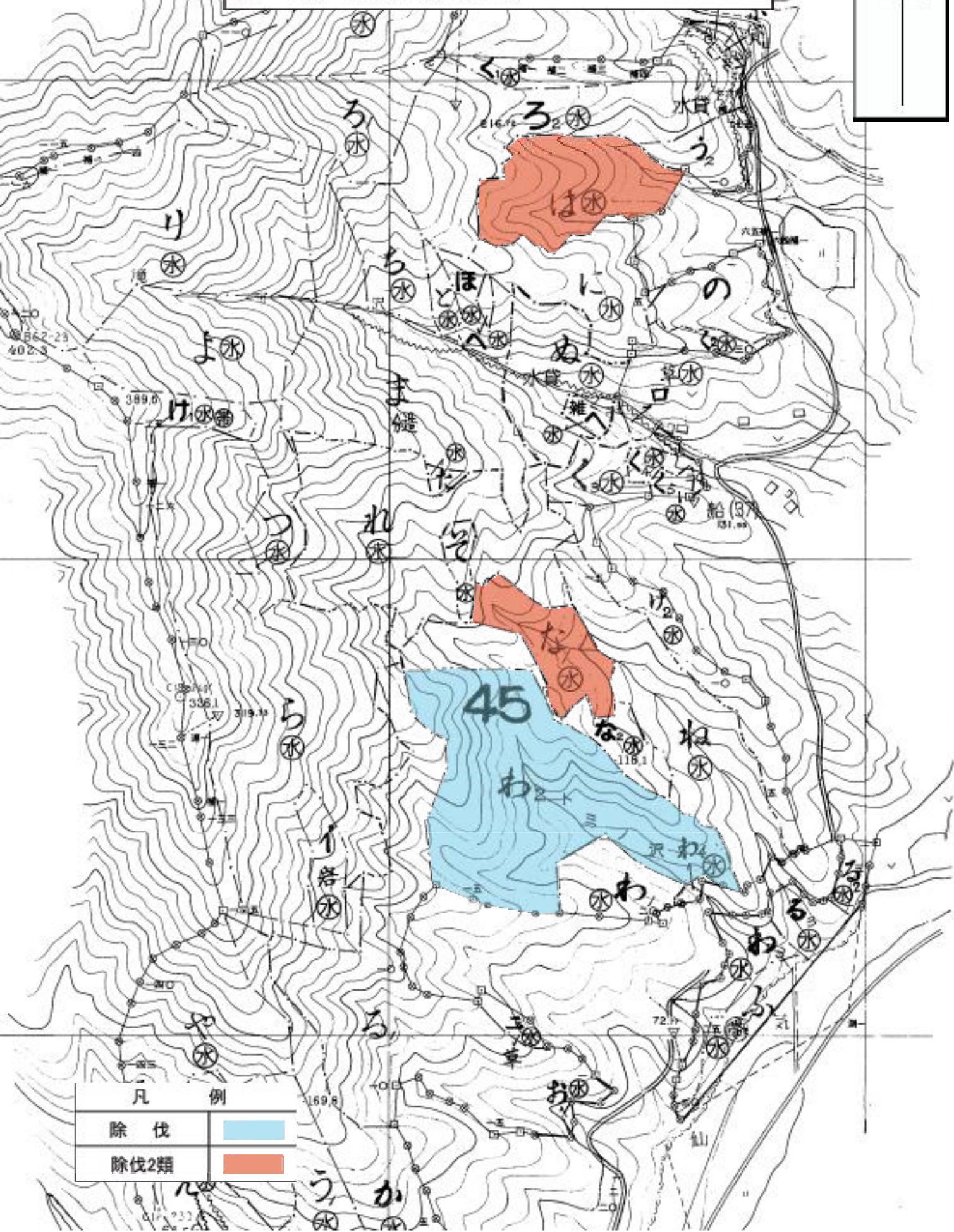
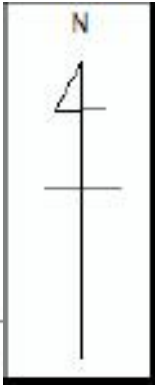
作業種 下刈(全刈)・シカ被害対策剤(忌避剤散布)
 面積 59号 2.02 ha
 作業種 除伐2類
 面積 59号2 1.77 ha



凡 例	
下刈(全刈)	
除伐2類	
シカ被害対策剤 (忌避剤散布)	

造林事業請負(坂下山地区、地袴・植付外)位置図 (1/5000)

作業種	除伐
面積	45㌔2 4.76 ha
作業種	除伐2類
面積	45㌔1 1.81 ha 45㌔1 0.97 ha



凡 例	
除 伐	
除伐2類	

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答